

# 令和7年度東部污水处理場 運転業務委託 一般仕様書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この仕様書は、福岡市（以下「甲という。」）が「東部污水处理場 運転業務委託」を委託するにあたり、施設を適正かつ円滑に運営するために受託者（以下「乙」という。）の業務要領を定めることを目的とする。

### (法令の遵守)

第2条 乙は、業務の履行にあたっては契約書を遵守するとともに、運転・保守・管理業務に必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法令をはじめ、関係各法令を遵守すること。

### (業務の履行)

第3条 乙は、施設の公共性を十分認識、理解したうえで、契約書、一般仕様書及び特記仕様書に基づき安全に十分に配慮した上で効率的かつ経済的に業務を履行すること。

### (履行場所及び施設名称等)

第4条 履行場所及び施設名称は次のとおりとする。

- (1) 福岡市東区蒲田五丁目14番1号 東部污水处理場外
- (2) 福岡市東区蒲田五丁目11番1号 クリーンパーク・東部
- (3) 福岡市東区蒲田五丁目外 東部（武節ヶ浦）埋立場外
- (4) 糟屋郡久山町大字山田地内 東部（伏谷）埋立場外

### (業務委託の範囲)

第5条 委託する業務の範囲は、主に次の箇所の特記仕様書に明記する運転操作・管理、点検整備等の業務である。なお、業務の実施にあたっては、維持管理マニュアルや環境マネジメントシステム等に基づいて、乙の判断により行うこと。また、必要がある場合においては甲と協議のうえで行うこと。

- (1) 東部污水处理場 浸出水処理施設（原水安定槽含む）、管廊、管理棟および場内脱水機設備、非常用発電装置、建築設備その他付帯設備等
- (2) クリーンパーク・東部 上水受水棟、共同構等
- (3) 東部（武節ヶ浦）埋立場外 ポンプ井設備、ガス抜き管、その他付帯設備等
- (4) 東部（伏谷）埋立場外 No.1調整槽設備、伏谷浸出水調整池設備、井水設備、洗車設備（洗い場・ピット部は除く）建築設備、ポンプ井設備、その他付帯設備等  
古賀橋井水設備、大田橋井水設備、その他付帯設備等

### (業務遂行責任者の選任及びその職務)

第6条 乙は、業務委託の実施について業務遂行責任者を選任し、氏名その他必要な事項を書面で甲に届け出るものとする。変更が生じた場合も同様とする。

- 2 業務遂行責任者は、現場の最高責任者として主に東部污水处理場にあつて業務委託に係る一切の事項を処理しなければならない。
- 3 業務遂行責任者は、契約書、仕様書、その他の関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を履行するとともに、常に施設の機能を完全に掌握し、効率的、経済的な運転の指導を心がけ、従業員指揮、監督、研修、教育を行い技術・技能の向上並びに事

故の防止に努めなければならない。

4 安全衛生委員会に参加するとともに、従業員の安全啓発・教育に努めなければならない。

(従業員の届出)

第7条 業務に従事する従業員の氏名、住所及び資格等を記載した名簿を届出なければならない。異動が生じた場合も、同様とする。

(従業員の能力基準及び確保有資格者)

第8条 従業員の職種別の資質は、次の基準によるものとするほか、確保しなければならない資格名称及び人員は、次のとおりとする。ただし、人員については例示であり、実際の人員配置の決定及び変更については乙自ら行うこと。

職種等区分	従業員の資質基準	人員
業務遂行責任者 (主任技師)	汚水処理等の実務経験を15年以上有し、職務の総括・業務全体の責任者として総合的な技術力を有し判断力、指導力、管理能力がある者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十七条に規定する技術管理者(ただし、同条第1項第4号においては、最終処分場技術管理士認定を受けた者に限る)。	1名
代行業務遂行責任者	汚水処理等の実務経験を15年程度有し、業務遂行責任者を補佐及び代行でき、管理及び汚水(上下水道)処理において高度な技術力を有し、各業務の責任者としての的確な判断ができる者で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十七条に規定する技術管理者(ただし、同条第1項第4号においては、最終処分場技術管理士認定を受けた者に限る)。	上記代務者
技師	汚水処理業務(運転・監視、点検整備等)の専門職として、作業内容の判断ができる技術力、運転操作及び水質分析等の必要とされる技能を有し、実務経験10年以上の者とする。	5名
技師補	汚水処理業務の補助職として、主任技師又は技師の指示に従い作業を行う能力を有し、実務経験5年以上又は同等能力を有する者とする。	4名
雑役	清掃業務等に関する内容及び現場状態を判断できる技術力及び作業能力を有し、実務経験6年程度以上の者とする。	1名
計		11名

資格名称等	人員	資格名称等	人員
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2名以上	特定化学物質等作業主任者	
第一種及び認定電気工事従事者	各1名以上	・常時日勤者 ・交代勤務の各班	2名以上
危険物取扱者乙種第4類	1名以上		1名以上
アーク溶接特別教育講習	1名以上	普通自動車第一種運転免許	
ガス溶接技能講習修了	1名以上	・常時日勤者 ・交代勤務の各班	2名以上
玉掛技能講習修了	1名以上		1名以上
研削といしの取替え等の業務に係る特別教育修了	1名以上	有機溶剤作業主任者	1名以上
足場の組立て等特別教育修了	1名以上	最終処分場技術管理士	2名以上
フルハーネス型墜落制止器具特別教育修了	2名以上		
公害防止管理者(水質)または下水道3種技術検定			2名以上

※その他業務上必要な資格等があれば、資格取得に努めること。

**(人員配置)**

第9条 従業員の常時勤務の配置は、下記に最低限の人員配置を例示するが、実際の人員配置の決定及び変更については乙自ら行うこと。

区 分	勤務者数	備 考
業務遂行責任者	1名	日曜日、週休及び1月1日から1月3日を除く
日 勤 者	5名	日曜日、週休及び12月29日から1月3日を除く ※1月1日から1月3日は1名配置すること。
交替勤務者	1名	交替勤務
雑 役	1名	日曜日、週休及び12月29日から1月3日を除く

※1 乙は、人員の勤務割り振り表（計画・実績）を甲に提出しなければならない。

※2 業務の遂行時間は、交替勤務者を除き、原則として甲の勤務時間の8：15～17：00とする。詳細は作業計画書にて確認する。

**(緊急時の体制)**

第10条 乙は、大雨、台風、地震、寒波等の汚水処理機能に重大な支障を生じる恐れがある場合等に備え、従業員の非常召集ができる体制を確立しておくとともに、予めその体制を甲に届出なければならない。

**(臨機の措置)**

第11条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

**(安全の確保)**

第12条 乙は、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」、その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

- 2 乙は、事故防止を図るため安全対策を明確にしておくこと。
- 3 乙は、業務履行にあたり電気、薬品類、毒性ガス、酸欠、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行なうとともに、適切な作業方法の選択、従業員の配置割当を行ない、危険防止に努めること。
- 4 乙は、別途修理（工事）等と作業場所が交錯または隣接する場合には、常に相互協調して安全管理に支障がないように処置すること。
- 5 乙は、業務履行にあたり異常や安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ速やかに甲に連絡すること。
- 6 乙の要請により甲は、必要な安全の処置を講じること。
- 7 乙は、甲と共同で定期的に（1月に1回以上）安全パトロールを実施すること。ま

た、パトロールにて判明した不良箇所は記録して、速やかに改善すること。

- 8 乙は、業務遂行中にヒヤリハット・気づき情報があった場合には速やかに改善し、事故の未然防止に努めること。また指定の様式により甲に報告すること。
- 9 乙は、業務範囲内において有害動物（害獣、害虫等）により安全管理上に問題が認められる場合は、看板等による注意喚起や安全対策を講じ事故の未然防止に努めること。

#### （水質管理）

第13条 乙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法施行令第9条、第9条の四及び第9条の五」、及び関係法令の水質基準に適合するよう運転管理を行なうこと。

ただし、適合しない原因が施設構造上の問題等に起因する場合は、この限りではないが、速やかに甲に報告すること。

#### （受託者の創意工夫）

第14条 乙は、業務の履行にあたり、常に創意工夫を心がけ施設運転の効率化を目指すこと。なお、施設の改変におよぶ場合には、甲と協議のうえ実施すること。

#### （関連する業務又は工事・修理）

第15条 甲は、乙の履行する業務及び甲の発注に係る第三者の履行する他の業務又は工事（修理）が履行上密接に関連する場合において、必要があるときはその履行につき調整を行うものとする。この場合において乙は、甲と協議し、第三者の行う業務又は工事（修理）の円滑な履行に協力しなければならない。

#### （提出書類）

第16条 乙は、業務着手時に次の各書類を甲に提出すること。

- (1) 着手届及び作業計画書
- (2) 業務遂行責任者等選任届及び従業員名簿（資格者名簿含む）
- (3) その他業務の履行上必要とされる書類（緊急連絡体制表、資格証写し等）

#### （雑則）

第17条 乙は契約図書に明記されていない事項であっても、運転操作上必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 乙は甲が運転操作等にかかわる資料提出を要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 乙は、甲の承諾なく甲の所有物を場外に持ち出し、又は業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。
- 4 本仕様書第2条の関係法令について、主なものは以下の通りである。
  - (1) 環境基本法
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - (3) 一般産業廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
  - (4) ダイオキシン類対策特別措置法（DXN 特措法）
  - (5) 悪臭防止法
  - (6) 騒音規制法
  - (7) 消防法
  - (8) 毒物及び劇物取締法
  - (9) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）
  - (10) 電気事業法
  - (11) 労働安全衛生法（リスクアセスメント含む）

- (12) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- (13) 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
- (14) 下水道法（下水道排除基準）
- (15) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

## 第2章 業務要領

### （年間及び月間の作業計画）

第18条 乙は、年間及び月間の作業計画を立案し、年間作業計画書は着手時に、月間作業計画書は、甲と調整を図ったうえ当月の作業開始までに、甲に提出しなければならない。また、業務上問題を生じた場合は、甲に報告し、協議しなければならない。

### （各種機器の運転操作）

第19条 機器の運転操作については、作業計画に沿って、次によりの確に行なうこと。

- (1) 機器の機能・仕様を十分理解し、運転操作を適正に行なうこと。
- (2) 常に設備機器の効率的な運転に心がけること。
- (3) 機器故障時等非常時の運転操作については、甲に報告するとともに、的確に対処すること。

### （点検整備）

第20条 乙は、事故等を未然に防止するとともに、各機器の良好な作動を維持するため、次の事項について日常及び定期に点検・整備を行なうこと。

- (1) 日常点検は、機器保全を主目的とし、外観および五感による観察も重視し、異常を発見した場合はその都度甲に報告し、施した処置についてもその経過を報告すること。
- (2) 定期点検は、甲と協議して、点検計画を定め、作業計画書に基づき実施した定期点検・整備結果を甲に報告すること。点検の結果、異常箇所が発見された場合は、ただちに甲に報告するとともに、甲と協議のうえ処置を行ない、機器の運転に支障のないよう努めなければならない。
- (3) 各機器が常に正常に作動するよう、調整、給油、消耗部品の交換、補充、清掃等の整備に努めること。

### （応急処置及び小修理）

第21条 乙は、点検整備により発見した不良箇所または事故故障の発生した破損箇所のうち手工具、支給材料等を用い現場にて修理可能なものについては、甲と協議のうえ処置すること。ただし、緊急を要する場合は応急処置を行なうとともに、甲に速やかに報告すること。

### （酸素欠乏・有害ガス発生場所における作業）

第22条 酸素欠乏・有毒ガス発生場所における作業に際しては、必ず有資格者によって有害ガス検知器等の測定器具で安全確認を行なうこと。また、2人以上で作業を行ない単独作業は絶対行なわないこと。

- 2 乙は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任の有資格者のうちから酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任し、甲に届出ること。また、定期的に従業員の指導・教育・訓練を行うこと。

### （劇毒物及び危険物の取扱い）

第23条 乙は、劇毒物及び危険物を取り扱う作業については関係法規の定めるところに従い、作業に当たっては保護具等を用い安全性に留意し従事しなければならない。

- 2 乙は、特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者のうちから特定化学物質等作業主

任者を選任し、甲に届出ること。また、その職務について従業員の指導・教育・訓練を行うこと。

- 3 乙は、労働安全衛生法に基づいて化学物質のリスクアセスメントを実施し、化学物質によるリスクの低減に努めること。

#### (廃棄物等の運搬)

第24条 乙は、業務の中で東部污水处理場で脱水処理を行った汚泥を東部(伏谷)埋立場へ運搬すること。なお、運搬については、ダンプトラック車によって行ない、覆い(シート等)により飛散防止に努めなければならない。万一、飛散した場合は散水等の方法により速やかに、清掃すること。

#### (火災の防止)

第25条 乙は、施設の火災を未然に防止するため、火元責任者を定め、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底し、火災の防止に努めること。

#### (防火管理業務)

第26条 日常の防火管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1)火災が発生した場合の初期消火・連絡通報
- (2)火気使用箇所の点検監視業務
- (3)避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

#### (盗難の防止等)

第27条 乙は、施設内における設備機器、工具・備品等の盗難および、場内への侵入者を防止するために施錠を励行し、異常を発見した場合にはただちに甲に連絡するものとする。

#### (業務報告)

第28条 乙は、業務実績を明らかにするために日報等の書類を甲に提出すること。

- (1)業務日報は毎日報告すること。業務日報等の様式については甲と協議のうえ作成し、確認を得ること。また、月及び年単位の業務実績として、月報及び年報等を作成し提出すること。
- (2)完了届については、別途様式によるものとし、当月分を翌月1日(1日が日曜日の場合は2日)に甲へ提出すること。
- (3)完了届とともに、報告書として以下の書類を甲へ提出すること。
  - ア 業務実績明細表(当月分)
  - イ 勤務割り振り実績表(当月分)
  - ウ 月間作業実績書(当月分)
  - エ 雑役業務報告書(当月分)
  - オ 月間作業計画書(翌月分)
  - カ 勤務割り振り計画表(翌月分)

#### (緊急対応等)

第29条 乙は、天災や事故等の緊急事態が発生した際、または発生が予期される場合は初動対応及び事前対策を行い、速やかに甲に報告すること。また、廃棄物処理施設は、市民の衛生的な生活を維持する上で必要不可欠な施設であり、災害時や故障等においては速やかな復旧が求められる。そのため通常業務で対応出来ない業務等に対応すること。

- 2 大雨、台風、地震、寒波等発生時においては、速やかに緊急点検表等に基づき点検を行い、被害状況の把握に努めること。

#### (従業員教育)

第30条 乙は、定期的に研修・訓練等を行い、職務全般に関する従業員の能力及び意識向上に努めること。従業員は、技術の研鑽を図り、業務の効率的運転や業務改善に努めること。また、研修・訓練等実施前にあらかじめ計画書もしくは手順書や要領書を甲に提出する事。

- 2 甲が主催する研修や訓練等に積極的に参加すること。
- 3 乙は甲が業務上必要と認められる安全衛生教育等の修了証明書の提出を求めた場合、速やかに写しを提出すること。

#### (協議・報告)

第31条 乙は甲と始業前ミーティングを行い、前日までの業務報告および当日の作業計画等について確認する。

- 2 乙は障害が発生した場合、速やかに甲に報告し、緊急作業を行う場合は、必要に応じて作業内容、作業方法、安全対策等について甲と協議のうえ行うこと。

### 第3章 その他

#### (事務所等の使用)

第32条 乙は、業務履行に必要な事務室、控室、浴室等は契約期間中無償で使用できるものとするが、清掃等の使用上の管理および汚損等による弁償は、乙の負担とする。

- 2 事務室等の使用に伴う光熱水費は甲が負担するが、節約に努めること。

#### (業務用車両)

第33条 乙は、業務用として、下記車両を常備するものとする。

- (1) 4tダンプトラック車(水密) 1台
- (2) 軽トラック(四駆) 1台

- 2 上記車両は、常に点検整備を行ない業務に支障のないようにすること。また、適時洗車等を行ない、清潔に保持すること。
- 3 上記車両の維持管理に伴う経費は、乙の負担とする。
- 4 甲が乙の器材を検査し、不備が指摘された場合は、乙の費用負担により、速やかに改善しなければならない。

#### (消耗品、事務用品等)

第34条 乙は、業務履行に必要な消耗品、事務用品等を負担すること。なお、グリーン購入法に適合する物品の採用に努めること。具体例を以下に示す。

##### (1) 消耗品、事務用品、機材類

洗車ブラシ、バケツ、絶縁テープ、シールテープ、石鹼、バッテリー、タイヤ、養生用シート、ロープ、不凍液、バッテリー補充液、ロッカー、キャビネット、机、椅子、長机、折り畳み椅子、ガスチャージャー、個人用工具、スコップ、二又、四又、ザル、竹箆、クランプ袋、柄付きたわし、かます、縄、箒、ビニール袋、ウエス、その他事務用品等

##### (2) 業務用車両燃料

ガソリン、灯油、軽油、その他の油脂類

- 2 通常の機器等の運転維持管理に際し、多量に消費する消耗品等は甲が別途購入支給するものとする。

#### (完成図書、工具類の貸与)

第35条 業務履行に必要と認められる完成図書、特殊工具、測定器具、その他甲が貸与したものについては、乙は台帳を作成し、その保管状況を常に把握しなければならない。なお、

貸与品について、乙の故意又は重過失によるき損、紛失等があった場合は乙が弁償するものとする。

**(従業員の服装)**

第36条 乙は、従業員に清潔で、作業に安全な服装をさせ、職場秩序の保持に努めなければならない。また、名札等により、乙の従業員であることを明示すること。

**(見学等)**

第37条 乙は、甲が行う外部からの研修、見学の受け入れについて、対応及び補助を行うこと。

**(市の施策)**

第38条 乙は、甲が行う事業や施策、環境配慮等の取り組みについて、協力すること。

**(地元関係者との交渉等)**

第39条 業務の実施に係る地元関係者からの質問及び疑義については甲が対応する。ただし、受託者として設置目的や経緯を熟知し、監督員からの指示がある場合、乙は、これに協力しなければならない。

2 地元関係者より設備や施設に係る質問および疑義を直接受けた場合、甲に報告し、指示を求めるものとする。

**(守秘義務)**

第40条 乙は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約書第5条第3項により承諾を受けた下請業者については、乙の責任において守秘義務の徹底を図ること。

2 乙は、成果品の発表などに際しての守秘義務については、甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

**(業務の引き継ぎ)**

第41条 乙は、本委託について次年度の契約を行わない場合または業務不履行等により履行期間中に契約を解除された場合には、監督員が指示する期間内に後継の受注者に対して業務引き継ぎ簿及び現地指導等により業務の引継を確実に行うこと。

**(引継事項の整理)**

第42条 乙は、後継受注者の円滑な業務の引き継ぎを行うため、書面の整理をしておかなければならない。

2 甲は、乙が後継の受注者に対し行う引き継ぎ事項を適切に文書化していることを確認するため、乙に対して業務引き継ぎ簿の提示および引継内容の説明を求めることができる。

3 乙が作成した業務引継簿は、後継受注者に引き渡すこと。

4 業務引継簿は、以下の内容とする。

(1) 計画書及び報告書、台帳類

ア 運転監視操作計画書

イ 緊急時対応計画書

ウ 点検整備計画書

エ 点検報告書

オ 修理報告書

カ 消耗品管理台帳

キ 予備品管理台帳

ク 薬品管理台帳

ケ 支給品管理台帳

- コ 貸与品管理台帳
- サ 修理履歴簿
- シ その他業務引継上必要と思われるもの

(2) 受託期間中に乙が適正な維持管理を行った実績を明らかにするために、設計図書及び監督員からの指示又は通知等により受注者が把握した以下の各状況について確認できる書類。

- ア 各機器の機能の発揮状況
- イ 計装設備の調整状況
- ウ その他の留意事項

#### (契約期間終了後の措置)

第43条 乙は、委託契約期間の終了時、使用を許可された事務室等について監督員の立会のもと、速やかに原形に復さなければならない。ただし、原形に復することが不可能な場合は甲と協議の上で復旧方法、費用分担等を決定する。

2 甲からの貸与品等については、管理台帳とともに監督員に引き渡すこと。ただし、貸与品に著しい汚損や損傷等があり、原形のまま引き渡すことが困難な場合は、両者協議の上で復旧方法、費用分担等を決定する。

#### (その他)

第44条 その他、業務履行上不明な点が生じた場合は必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

2 受託者は、本委託の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に努めること。

## 東部汚水処理場 運転業務委託

## 特記仕様書

## (主たる業務場所の所在地及び名称)

第1条 乙が、業務を履行する主たる業務場所の所在地及び名称は次のとおり

- (1) 所在地：福岡市東区蒲田五丁目14番1号
- (2) 名称：東部汚水処理場

## (概要)

第2条 本業務は、東部（伏谷）埋立場（No.1調整槽設備等）や武節ヶ浦・久山・新蒲田・旧蒲田埋立場等からの浸出水を受け入れ、前処理、生物処理及び凝集沈殿処理した後、ろ過処理して、下水道法の水質基準以下に処理した水を公共下水道へ放流するものである。また、処理過程で発生した汚泥を濃縮、脱水し、東部（伏谷）埋立場へ運搬処理するものである。

- 2 汚水処理場維持管理に関する基本的な手順等については、『福岡市廃棄物最終処分場維持管理マニュアル』（最新版 福岡市環境局施設部）によるものとする。

## (業務の内容)

第3条 業務範囲の運転操作・管理並びに第2項の保守点検・整備等を行うものとする。警報等の発報には原因究明と、それに対する処理を可能な限り迅速に行わなければならない。なお、業務の一般的な作業について定めたものであり、本特記仕様書に明記されていない事項であっても施設（設備）の良好な運転を維持するために必要な事項については、処置を行わなければならない。

- (1) 機器及び装置の運転操作は、機器取扱説明書等の運転操作要領に基づき実施すると共に、機器等の特性を十分理解して、その性能が十分発揮できるよう効率的な運転をしなければならない。
- (2) 脱水汚泥の運搬処理は原則として、日曜日を除く平日および土曜日とする。

## 2 保守点検・整備等

## (1) 汚水処理施設（原水安定槽含む）

## ア 日常点検整備・作業

## (ア) 各設備、機器の作動状況確認及び処置（適宜）

- ① 各取水井の水位およびその変化状況の把握。また、処理水量の変更等が必要と思われる場合は、その内容を甲に連絡、協議の上必要な措置（処理水量の変更作業等）を行う。
- ② 機器各部の異音、振動、温度等の確認
- ③ Vベルト等の張り具合及び損傷の有無の確認・処置
- ④ ドレン・フィルター・ノズル類の状態の確認・処置
- ⑤ ボルト類の不良、ゆるみ等の確認・処置
- ⑥ 機器・配管等の漏洩の確認及び漏洩箇所の処置
- ⑦ 腐食、スケールの有無の確認・処置
- ⑧ 各計器の指示値、作動確認及び表示ランプ等の点灯の確認・取替
- ⑨ メッセージプリンター等異常の有無及び用紙の補充等
- ⑩ 配線用遮断器、電磁開閉器の異常作動の有無の確認及び処置
- ⑪ 中央監視制御システムの異常作動の有無の確認及び処置
- ⑫ クリーンパーク・東部上水受水棟、共同構の異常有無の確認及び処置
- ⑬ その他施設及び機器の機能維持に必要な事項

## (イ) 水質の確認、分析等

- ① 各処理系列の水質の確認
- ② 薬品添加の状況確認及び添加量調整
- ③ その他水質管理に必要な事項
- (ウ) 日報等の作成
  - ① 各種機器の運転状況の確認及び確認内容の日報への記録
  - ② 機器等の補修修理後の報告
- (エ) 保安点検、巡視
  - ① 外部業者、部外者の場内入場の確認処置及び報告
  - ② 汚水処理場内の夜間警備
- (オ) 清掃、整理
  - ① 汚水処理場管理棟等および周辺の清掃
  - ② ごみの回収整理及び発生量の報告

## イ 定期点検整備

- (ア) 各設備、機器の作動状況確認及び処置（適宜）
  - ① 場内設備機器の切替え及び受電切替え
  - ② 非常用発電装置の運転、巡視点検及び潤滑油等の交換、補充
  - ③ 機器油脂類の交換
  - ④ 年次計画に基づく各処理系列の水抜き、清掃作業、槽内点検及び軽微な補修整備
  - ⑤ 開閉操作を行わない各種弁・ゲート等の開閉操作確認及びグリスの補充又は取替
  - ⑥ 低圧負荷回路の絶縁抵抗測定
- (イ) 水質等の確認、分析等
  - ① 定期測定項目の水質測定、分析、報告
  - ② pH計の校正・清掃、浸漬型pH計内部液の調整・補充及びORP計標準液の調整
- (ウ) 清掃、整理等
  - ① 各種計装機器の清掃
  - ② 予備部品等の在庫管理
  - ③ 各ブロワのエアフィルターの交換及び清掃
  - ④ 工具類の定期点検・整備
  - ⑤ 沈殿池等の越流トラフの清掃
  - ⑥ 安全衛生作業に必要な測定機器、保護具類の点検・整備
  - ⑦ ブロワ室の掃除機掛け

## ウ その他（不定期、適宜事項）

- (ア) 各設備、機器の動作状況確認及び処置（適宜）
  - ① 各機器の消耗品の交換
  - ② 機器等の軽微な錆落とし及び補修塗装（ろ過器等の高所部分を含む）
  - ③ 機器、装置、配管類の部品交換等の軽微な修理
  - ④ 蛍光灯等照明器具の点灯状況の確認及びランプの取替
  - ⑤ 前処理・各系列、処理の開始、停止及び処理量の変更、調整
  - ⑥ 状況に応じた曝気槽の逆洗及び汚泥の引き抜き
  - ⑦ 電気マンホールの点検・揚水作業
  - ⑧ ファンベルト・グランドパッキン等の交換
  - ⑨ 「ピット清掃委託」等の事前準備及び槽の揚水作業
  - ⑩ ピット清掃後の各槽の内部及び機器の点検
  - ⑪ 汚水圧送管路線の漏水、他工事等の巡視確認
- (イ) 水質の確認、分析、薬品等

- ① 汚水処理量及び水質の変化に応じた薬品注入量等の調整措置
- ② 甲が必要と認めた箇所の採水、水質等の確認及びジャーテスト
- ③ 薬品の在庫確認、薬品の補充及び受入確認、市への連絡
- ④ 処理水量や薬品添加量の変更の報告

(ウ) 脱水機運転、保守

- ① 脱水機の運転（含水率の測定含む）・停止後の洗浄及び巡視点検
- ② 汚泥脱水ケーキの搬出処理
- ③ 脱水機ろ布の交換
- ④ Vベルト、チェーン、脱水機ろ布等の張り具合及び損傷の有無の確認、Vベルトの取替

(エ) 清掃、整理等

- ① 場内等周りの草刈
- ② 管理棟・伏谷2系処理棟床のワックス掛け
- ③ 場内廃材整理、排水溝詰まりなどの清掃

(2) 東部（伏谷）埋立場 No.1 調整槽及び伏谷浸出水調整池、洗車設備、井水設備、上水設備

ア 日常点検整備・作業

(ア) 各設備、機器の動作状況確認及び処置（適宜）

- ① Vベルト等の張り具合及び損傷の有無の確認・処置
- ② ドレン・フィルター・ノズル類の状態の確認・処置
- ③ ボルトナットの不良、ゆるみ等の確認・処置
- ④ 機器・配管等の漏洩の確認及び漏洩箇所の処置
- ⑤ 腐食、スケールの有無の確認・処置
- ⑥ 各計器の指示作動確認及び表示ランプ等の点灯の確認・取替
- ⑦ 配線用遮断器、電磁開閉器の異常作動の有無の確認及び処置
- ⑧ 東部（伏谷）埋立場洗車装置（洗い場・ピット部は除く）異常有無の確認及び処置
- ⑨ 伏谷浸出水調整池工業計器の作動状況、異常有無の確認及び処置
- ⑩ No.1 調整槽水質工業計器の作動状況、異常有無の確認及び処置
- ⑪ その他施設及び機器の機能維持に必要な事項

(イ) 日報等の作成

- ① 各種機器の運転状況の確認及び確認内容の日報への記録
- ② 水質の分析測定及び測定結果の日報への記録

イ 定期点検整備

(ア) 各設備、機器の動作状況確認及び処置（適宜）

- ① 場内設備機器の切替え
- ② 汚水圧送管路線の巡視（東部埋立場送水管等点検要領）
- ③ 低圧負荷回路の絶縁抵抗測定
- ④ 機器油脂類の交換
- ⑤ 各ブロワのエアフィルターの交換及び清掃
- ⑥ 開閉操作を行わない各種弁・ゲート等の開閉操作確認及びグリスの補充又は取替
- ⑦ 伏谷浸出水調整池の機器及び設備の点検
- ⑧ 安全衛生作業に必要な設備の点検・整備

(イ) 水質の確認、分析、薬品等

- ① 定期測定項目の水質測定、分析、報告
- ② pH計の校正・清掃、浸漬型pH計内部液の調整・補充
- ③ 給水加圧装置の次亜塩素酸注入ユニットの管理・調整及び次亜塩素酸補充

**(ウ) 清掃等**

- ① 各種計装機器の清掃
- ② 伏谷浸出水調整池の巻き取り装置の清掃
- ③ 東部（伏谷）埋立場洗車装置ボルトアップ清掃

**ウ その他（不定期、適宜事項）****(ア) 各設備、機器の動作状況確認及び処置（適宜）**

- ① 各機器の消耗品の交換
- ② 機器等の軽微な錆落とし及び補修塗装
- ③ 機器、装置、配管類の部品交換等の軽微な修理
- ④ 「ピット清掃委託」等の事前準備及び槽の揚水作業
- ⑤ ピット清掃後の各槽の内部及び機器の点検
- ⑥ 蛍光灯等照明器具の点灯状況の確認及びランプの取替
- ⑦ Vベルト、グランドパッキン等の取替
- ⑧ 浸漬型 pH 計 内部液の調整・補充
- ⑨ 汚水圧送管の路線点検（仕切弁及び空気抜弁等の作動確認含む）

**(イ) 水質の確認、分析、薬品等**

- ① 薬品の在庫確認、薬品の補充及び受入確認、市への連絡
- ② 処理水量や薬品添加量の変更の報告
- ③ 甲が必要と認めた箇所の採水、水質等の確認及びジャーテスト

**(ウ) 清掃、整理等**

場内等周りの草刈及び排水溝詰まりなどの清掃

**(3) 各ポンプ井、久山ポンプ場、井水用施設****ア 日常点検整備・作業****(ア) 各設備、機器の動作状況確認及び処置（適宜）**

- ① Vベルト等の張り具合及び損傷の有無の確認・処置
- ② ボルトナットの不良、ゆるみ等の確認・処置
- ③ 機器・配管等の漏洩の確認及び漏洩箇所の処置
- ④ 腐食、スケールの有無の確認・処置
- ⑤ 各計器の指示作動確認及び表示ランプ等の点灯の確認・取替
- ⑥ 蛍光灯等照明器具の点灯状況の確認及びランプの取替
- ⑦ 配線用遮断器、電磁開閉器の異常作動の有無の確認及び処置
- ⑧ その他施設及び機器の機能維持に必要な事項

**(イ) 日報等の作成**

各種機器の運転状況の確認及び確認内容の日報への記録

**イ 定期点検整備****(ア) 各設備、機器の動作状況確認及び処置（適宜）**

- ① 場内設備機器の切替え
- ② 低圧負荷回路の絶縁抵抗測定
- ③ 機器油脂類の交換
- ④ 開閉操作を行わない各種弁・ゲート等の開閉操作確認及びグリスの補充又は取替

**(イ) 清掃等**

各種計装機器の清掃

**ウ その他（不定期、適宜事項）****(ア) 各設備、機器の動作状況確認及び処置（適宜）**

- ① 各機器の消耗品の交換
- ② Vベルト、グランドパッキン等の取替

- ③ 機器等の軽微な錆落とし及び補修塗装
- ④ 機器、装置、配管類の部品交換等の軽微な修理
- ⑤ 「ピット清掃委託」等の事前準備及び槽の揚水作業
- ⑥ ピット清掃後の各槽の内部及び機器の点検
- ⑦ 蛍光灯等照明器具の点灯状況の確認及びランプの取替

(イ) 清掃、整理等

- ① ポンプ井等周りの草刈及び排水溝詰まりなどの清掃、
- ② 有料ソフトボール場の除草

(4) その他

ア 不定期、適宜事項

- ① 点検ルート周辺の不法投棄の回収
- ② 甲の発注による第三者の行なう工事・修理・委託等の運転操作の協力及び完了の確認・立会の協力
- ③ 完成図書（図面及び取扱説明書）等の整理補助
- ④ 機器台帳等の整理補助
- ⑤ 大田橋井水ポンプ施設及び古賀橋井水ポンプ施設の点検
- ⑥ 東部（伏谷）埋立場左岸雨水排水ポンプ設備点検
- ⑦ 溪流公園井水給水設備点検・水車点検
- ⑧ 伏谷洪水調整池水質検査
- ⑨ 武節ヶ浦洪水調整池堰板操作等
- ⑩ (株)福岡クリーンエナジー（東部工場）異常時の連絡調整
- ⑪ 甲による周辺道路における竹等の伐採、降雨等における障害への対応等の協力
- ⑫ 搬入道路における年末ごみ搬入車向けの案内看板設置、誘導業務の補助

(標準の巡回点検体制)

第4条 乙が行なう各施設の標準の巡回点検体制は、次のとおりとする。

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| (1) 東部污水处理場 浸出水処理施設                | : 毎日2回以上 |
| (2) 新蒲田・旧蒲田・久山・武節ヶ浦埋立場等の各ポンプ井設備    | : 毎日2回以上 |
| (3) 東部（伏谷）埋立場 No.1 調整槽、伏谷浸出水調整池設備等 | : 毎日1回以上 |
| (4) クリーンパーク・東部上水受水槽現場操作盤及び共同構      | : 毎日1回以上 |
| (5) 古賀橋井水用水施設、東部（伏谷）埋立場井水施設        | : 毎日1回以上 |
| (6) 東部（伏谷）埋立場 浸出水圧送管路線             | : 毎週1回以上 |
| (7) 東部（伏谷）埋立場 浸出水循環ポンプ 送水管路線       | : 毎月1回以上 |
| (8) 各ポンプ井設備 浸出水圧送管路線               | : 毎月2回以上 |
| (9) 総合放流ポンプ 送水管路線                  | : 毎月2回以上 |

(機器の仕様)

第5条 機器の仕様については、『福岡市廃棄物最終処分場維持管理マニュアル』（最新版 福岡市環境局施設部）によるものとする。

清掃の業務は、次の業務を行うものとする。

		場所及び項目	モップ掛	掃除機掛	箒掃	水洗い	床磨き
清 掃 業 務 内 容	管 棟	地下 階 段			毎 日		
		〃 倉 庫			1回/月		
		1階 玄 関			毎 日	2回/月	
		〃 事 務 室	毎 日				1回/月
		〃 湯 沸 室	毎 日				1回/月
		〃 日 常 試 験 室	毎 日				
		〃 電 気 室	2回/週				1回/月
		〃 便 所					1回/週
		〃 廊 下・階 段	毎 日		<階段>毎日		1回/月
		2階 操 作 室	毎 日				1回/月
		〃 委 託 事 務 室	毎 日				1回/月
		〃 休 養 室		1回以上/週	毎 日		
		〃 湯 沸 室	毎 日				1回/月
		〃 倉 庫 (書 庫)	2回/週				1回/月
		〃 更 衣 室		1回以上/週	毎 日		
		〃 浴 室					適 時
		〃 便 所					1回/週
		〃 廊 下・階 段	毎 日		<階段>毎日		
	〃 ベ ラ ン ダ				1回/月		
		試験器具洗い	2回以上/週				
	便器清掃	毎 日					
	洗 濯	適 時					
	窓清掃 (内外面)	管理棟	1回以上/月 (作業上安全の確保できる範囲)				
		2系処理棟	1回以上/6ヶ月 (作業上安全の確保できる範囲)				
	管理棟廻りの清掃	1回以上/月					
	建屋屋上雨水排水溝の清掃	1回以上/月					
	換気扇の清掃	1回以上/6ヶ月					
	機器・装置等及び周辺清掃	適 時					
清 掃 業 務 内 容	2 系 処 理 棟	場所及び項目	モップ掛	掃除機掛	箒掃	水洗い	床磨き
		1階 廊 下			適 時		
		〃 階 段	2回/週		適 時		
		〃 電 気 室	1回/週				2回以上/年
		〃 工 作 室			1回/月		
		〃 便 所				1回/週	
		2階 研 修 室	1回/週		1回/2週		
		〃 部 品 庫 (2)	1回/週		1回/2週		
		〃 ホール	2回/週				
		〃 廊 下	2回/週				
		〃 ベ ラ ン ダ				1回/月	
〃 R 階への階段				1回/月			

【注記】 上表は、作業の標準回数とし、必要に応じて作業頻度の増減を行うこと。  
また、上記作業に必要な機材・消耗品は乙の負担とする。

定例的な水質の確認、分析は少なくとも次に示す箇所、項目を行うものとする。

採水箇所		水温	透視度	pH	DO	浮遊物	COD (ハック)	導電率	マンガン (ハック)	塩化物 イオン (ハック)	鉛 (ハック)
伏谷埋立場	No. 1調整槽		●	●	●	●	●	○	●	○	●
東部汚水処理場	No. 2調整槽	○	○	○	○		●	●			●
	汚水調整池				○						
	総合放流槽	○	○	○		●	●	●	●	○	●
1系	第1曝気槽	○	○	○	○						
	第2曝気槽	○	○	○	○						
	凝集沈殿処理水槽	○	○	○	○	●	●	●	●		●
	ろ過水槽					●	●				●
2系A	第1曝気槽	○	○	○	○						
	第3曝気槽	○	○	○	○						
	凝集沈殿処理水槽	○	○	○	○	●	●	●	●		●
	ろ過水槽					●	●				●
2系B	第1曝気槽	○	○	○	○						
	第3曝気槽	○	○	○	○						
	凝集沈殿処理水槽	○	○	○	○	●	●	●	●		●
	ろ過水槽					●	●				●
武節ヶ浦外埋立場	No. 1ポンプ井					●				●	
	No. 2ポンプ井					●				●	
	No. 3ポンプ井					●				●	
	No. 4ポンプ井					●				●	
	No. 5ポンプ井					●				●	
	No. 6ポンプ井					●				●	
	No. 7ポンプ井					●				●	
	久山ポンプ場					●				●	
新蒲田ポンプ井					●				●		
旧蒲田ポンプ井					●				●		

○：日常分析（毎日） ●：定期分析（週1回）

